

第51号議案

神戸市市税条例等の一部を改正する条例の件

神戸市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年8月31日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市市税条例等の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 神戸市市税条例(昭和25年8月条例第199号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(市民税に関する用語の意義) 第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。 ア 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により	(市民税に関する用語の意義) 第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。 ア 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により

計算した法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）で、法人税法第68条（租税特別措置法第3条の3第5項、第6条第3項、第8条の3第5項、第9条の2第4項、第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条（租税特別措置法第66条の7第1項及び第66条の9の3第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条の2（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第70条並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の11（第1項、第3項から第5項まで及び第8項を

計算した法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）で、法人税法第68条（租税特別措置法第3条の3第5項、第6条第3項、第8条の3第5項、第9条の2第4項、第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条（租税特別措置法第66条の7第1項及び第66条の9の3第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条の2（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第70条並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の11（第1項、第3項から第5項まで及び第8項を

除く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12の7(第1項から第3項まで、第7項、第8項及び第11項を除く。)、第66条の7(第3項、第7項及び第11項から第14項までを除く。)及び第66条の9の3(第3項、第6項及び第10項から第13項までを除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

イ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税法第144条(租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項、第41条の12の2第7項及び第41条の22第2項の規定により読み替え

除く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の5の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第66条の7(第3項、第7項及び第11項から第14項までを除く。)及び第66条の9の3(第3項、第6項及び第10項から第13項までを除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

イ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税法第144条(租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項、第41条の12の2第7項及び第41条の22第2項の規定により読み替え

て適用する場合を含む。)において準用する法人税法第68条(租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第144条の2及び第144条の2の2(租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11(第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)及び第42条の12の7(第1項から第3項まで、第7項、第8項及び第11項を除

て適用する場合を含む。)において準用する法人税法第68条(租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第144条の2及び第144条の2の2(租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11(第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5及び第42条の12の5の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過

く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

(ア)、(イ) [略]

(4の2) [略]

(4の3) 調整前個別帰属法人税額

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

ア 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この節において同じ。）の同法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の負担額として帰せられる金額に同項第2号から第5号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第68条の9、第68条の14から第68条の15の3まで、第68条の15の6、第68条の15の6の2、第68条の15の7、第68条の91（第10項から第13項までを除く。）及び第68条の93の3（第10項から第13項までを除く。）の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金

少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

(ア)、(イ) [略]

(4の2) [略]

(4の3) 調整前個別帰属法人税額

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

ア 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この節において同じ。）の同法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の負担額として帰せられる金額に同項第2号から第5号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第68条の9、第68条の14から第68条の15の3まで、第68条の15の6、第68条の15の6の2、第68条の91（第10項から第13項までを除く。）及び第68条の93の3（第10項から第13項までを除く。）の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額

額に相当する金額の合計額を加算した額

イ 連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の減少額として帰せられる金額を同項第2号から第5号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第68条の9、第68条の14から第68条の15の3まで、第68条の15の6、第68条の15の6の2、第68条の15の7、第68条の91（第10項から第13項までを除く。）及び第68条の93の3（第10項から第13項までを除く。）の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から差し引いた額

(4の4)～(6) [略]

(7) 同一生計配偶者 市民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもの(第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、当該年

の合計額を加算した額

イ 連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の減少額として帰せられる金額を同項第2号から第5号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第68条の9、第68条の14から第68条の15の3まで、第68条の15の6、第68条の15の6の2、第68条の91（第10項から第13項までを除く。）及び第68条の93の3（第10項から第13項までを除く。）の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から差し引いた額

(4の4)～(6) [略]

(7) 同一生計配偶者 市民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもの(第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、当該年

度の初日の属する年の前年(以下この条、第19条の2、第20条から第25条の2まで、第26条から第28条の12まで及び第33条において「前年」という。)の合計所得金額が48万円以下である者をいう。

(8)～(15) [略]

2～4 [略]

(市民税の減免申請等)

第34条 [略]

2、3 [略]

4 第2項の規定は、法人の市民税の減免について準用する。

(固定資産税の課税標準の特例)

第36条の3 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第16項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書で規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第23項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とし、同項第2号及び第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

度の初日の属する年の前年(以下この条、第19条の2、第20条から第25条の2まで及び第26条から第28条の12までにおいて「前年」という。)の合計所得金額が48万円以下である者をいう。

(8)～(15) [略]

2～4 [略]

(市民税の減免申請等)

第34条 [略]

2、3 [略]

(固定資産税の課税標準の特例)

第36条の3 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第19項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書で規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第26項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第27項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とし、同項第2号及び第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第27項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は4分の3とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

10 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 [略]

(審査申出書の提出)

第60条 [略]

5の2 法附則第15条第28項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は4分の3とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

9 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、0とする。

11 [略]

(審査申出書の提出)

第60条 [略]

2 審査申出書は、審査申出人（法第432条第1項本文の規定に基づき審査の申出を行うものをいう。以下同じ。）（審査申出人が法人その他の社団又は財団である場合にあつては代表者又は管理人、審査申出人が総代を互選した場合にあつては総代、審

2 審査申出書の正本には、審査申出人（法第432条第1項本文の規定に基づき審査の申出を行うものをいう。以下同じ。）が法人その他の社団又は財団である場合にあつては代表者又は管理人の資格を証する書面を、審査申出人が総代を互選した場合にあつては総代の資格を証する書面を、審査申出人が代理人によつて審査の申出を行う場合にあつては代理人の資格を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。

3、4 [略]

（3輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税）

第64条の3の2 法第446条第1項から第3項まで及び法第447条に規定する3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（都市計画税の課税標準の特例）

第178条の3 法第349条の3第27項から第29項まで、法第702条の3、法附則第15条から第15条の3まで、法附則第17条の2又は法附則第63条の規

査申出人が代理人によつて審査の申出を行う場合にあつては代理人）が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 審査申出書の正本には、審査申出人が法人その他の社団又は財団である場合にあつては代表者又は管理人の資格を証する書面を、審査申出人が総代を互選した場合にあつては総代の資格を証する書面を、審査申出人が代理人によつて審査の申出を行う場合にあつては代理人の資格を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。

4、5 [略]

（3輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税）

第64条の3の2 法第446条第1項及び法第447条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（都市計画税の課税標準の特例）

第178条の3 法第349条の3第27項から第29項まで、法第702条の3、法附則第15条から第15条の3まで又は法附則第63条の規定の適用を受ける土

定の適用を受ける土地又は家屋に対して課する都市計画税の課税標準は、第178条第1項の規定にかかわらず、法第349条の3第27項から第29項まで、法第702条の3、法附則第15条から第15条の3まで、法附則第17条の2又は法附則第63条に定める額とする。

#### 附 則

(免税点の適用に関する特例)

第12条 法附則第18条、第19条第1項若しくは第19条の4の規定の適用を受ける土地又は法附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地（法附則第19条の4の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。以下この条において同じ。）に係る各年度分の固定資産税に限り、第38条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、法附則第18条の規定の適用を受ける宅地等、法附則第19条第1項の規定の適用を受ける農地又は法附則第19条の4の規定の適用を受ける市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、法附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地

地又は家屋に対して課する都市計画税の課税標準は、第178条第1項の規定にかかわらず、法第349条の3第27項から第29項まで、法第702条の3、法附則第15条から第15条の3まで又は法附則第63条に定める額とする。

#### 附 則

(免税点の適用に関する特例)

第12条 法附則第18条、第19条第1項若しくは第19条の4の規定の適用を受ける土地又は法附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地（法附則第19条の4の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。以下この条において同じ。）に係る各年度分の固定資産税に限り、第38条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、法附則第18条の規定の適用を受ける宅地等、法附則第19条第1項の規定の適用を受ける農地又は法附則第19条の4の規定の適用を受ける市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、法附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地

については同条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第16条の2の3 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この条において「特定管理株式等」という。）又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、法附則第35条

については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第16条の2の3 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この条において「特定管理株式等」という。）、同項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は法附則第35条の2の6第12項に

の2の3第5項から第8項までの規定、前条の規定及び附則第16条の2の5の規定その他の市民税に関する規定を適用する。

2、3 [略]

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第19条の2の7 法附則第30条第1項に規定する初回車両番号指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた3輪以上の軽自動車（電気軽自動車（法第446条第1項第1号に規定する電気軽自動車をいう。次項第1号において同じ。）、天然ガス軽自動車（法第446条第1項第2号に規定する天然ガス軽自動車をいう。次項第2号において同じ。）、メタノール軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として

規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、法附則第35条の2の3第5項から第8項までの規定及び前2条の規定その他の市民税に関する規定を適用する。

2、3 [略]

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第19条の2の7 法附則第30条第1項に規定する初回車両番号指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた3輪以上の軽自動車（電気軽自動車（法第446条第1項第1号に規定する電気軽自動車をいう。次項第1号において同じ。）、天然ガス軽自動車（法第446条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。同項第2号において同じ。）、メタノール軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として

用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）並びに被けん引自動車を除く。）に対する初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

2 [略]

3 次に掲げる3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令

用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）並びに被けん引自動車を除く。）に対する初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

2 [略]

3 次に掲げる3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度

和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)、(2) [略]

[略]
-----

4 [略]

5 第2項に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6～8 [略]

(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例)

第25条 東日本大震災により滅失し、

分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)、(2) [略]

[略]
-----

4 [略]

5 第2項に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第65条第1項の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6～8 [略]

(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例)

第25条 東日本大震災により滅失し、

又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受けたもの（以下この項において「被災住宅用地」という。）の所有者（当該被災住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に、当該被災住宅用地に代わるものと市長が認める土地の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）を行つた場合における当該取得が行われた土地で新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該取得が行われた土地のうち被災住宅用地に相当する土地として政令で定めるものを住宅用地とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、法第349条の3の2第2項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め

又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受けたもの（以下この項において「被災住宅用地」という。）の所有者（当該被災住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に、当該被災住宅用地に代わるものと市長が認める土地の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）を行つた場合における当該取得が行われた土地で新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該取得が行われた土地のうち被災住宅用地に相当する土地として政令で定めるものを住宅用地とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、法第349条の3の2第2項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め

る住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第56条第10項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とし、同項各号の規定は、適用しない。

2 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成23年3月11日以後において2回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の1月1日（当該家屋が取得され、又は改築された日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から4年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（第

る住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第56条第10項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とし、同項各号の規定は、適用しない。

2 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成23年3月11日以後において2回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の1月1日（当該家屋が取得され、又は改築された日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から4年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（第

37条の2から第37条の6の2までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。)又は都市計画税額(同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。)のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額。以下この項において「適用部分の税額」という。)のそれぞれ2分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額し、その後2年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額のそれぞれ3分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

3、4 [略]

37条の2から第37条の6の2までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。)又は都市計画税額(同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。)のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額。以下この項において「適用部分の税額」という。)のそれぞれ2分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額し、その後2年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額のそれぞれ3分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

3、4 [略]

第2条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
（個人の市民税の非課税の範囲）	（個人の市民税の非課税の範囲）
第19条の2 [略]	第19条の2 [略]
2 [略]	2 [略]
3 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（ <u>年齢16歳未満の者及び第20条の3第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。</u> ）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。	3 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）
第25条の2の3 所得税法第203条の	第25条の2の3 所得税法第203条の

6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第19条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2～5 [略]

（給与支払報告書等の提出義務）

第26条 [略]

2～8 [略]

9 第5項（第1号に係る部分に限る。）又は第6項（第1号に係る部分

6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける法第294条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2～5 [略]

（給与支払報告書等の提出義務）

第26条 [略]

2～8 [略]

9 第5項（第1号に係る部分に限る。）又は第6項（第1号に係る部分

に限る。)の規定により行われた記載事項の提供は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第28条の2第12項及び第30条第9項において同じ。）に備えられたファイルへの記録がされた時に第5項又は第6項に規定する市長に到達したものとみなす。

（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収義務者等）

第28条の2 [略]

2 [略]

3 市長は、前条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又は同条第2項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額（同条第4項に規定する場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第2項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額）を合算した額（以下この条から第28条の5までにおいて「給与所得に係る特別徴収税額」という。）を特別徴収の方法によつて徴

に限る。)の規定により行われた記載事項の提供は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第28条の2第10項及び第30条第9項において同じ。）に備えられたファイルへの記録がされた時に第5項又は第6項に規定する市長に到達したものとみなす。

（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収義務者等）

第28条の2 [略]

2 [略]

3 市長は、前条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又は同条第2項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額（同条第4項に規定する場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第2項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額）を合算した額（以下この条から第28条の5までにおいて「給与所得に係る特別徴収税額」という。）を特別徴収の方法によつて徴

収する旨（第8項から第12項までにおいて「通知事項」という。）を当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知しなければならない。

4～7 [略]

8 市長は、第1項又は第6項の規定により指定した特別徴収義務者（第26条第1項に規定する給与支払報告書に記載すべきものとされる事項を同条第5項（第1号に係る部分に限る。）の規定により提供した者又は同条第1項の規定による給与支払報告書の提出を法第747条の2第1項の規定により行つた者に限る。以下この項から第10項まで及び第12項において「特定特別徴収義務者」という。）が、第3項（前項において準用する場合を含む。以下この項、次項及び第11項において同じ。）の規定により当該特定特別徴収義務者に通知すべき通知事項について、電磁的方法により提供を受けることを希望する旨の申出をした場合には、第3項の規定による当該特定特別徴収義務者に対する通知に代えて、当該通知事項を、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使

収する旨（第8項から第10項までにおいて「通知事項」という。）を当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知しなければならない。

4～7 [略]

8 第1項又は第6項の規定により指定した特別徴収義務者の同意がある場合には、第3項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による当該特別徴収義務者に対する通知に代えて、通知事項を、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法により当該特別徴収義務者に提供することができる。

用し、かつ、機構を經由して行う方法により当該特定特別徴収義務者に提供しなければならない。

9 市長は、特定特別徴収義務者（第3項の規定により当該特定特別徴収義務者を經由して納税義務者に通知すべき通知事項を、電磁的方法により当該納税義務者に提供する体制が整備されている者に限る。）が、当該通知事項について、電磁的方法により送信を受けることを希望する旨の申出をした場合には、同項の規定による当該納税義務者に対する通知に代えて、当該通知事項を、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法により当該特定特別徴収義務者に送信し、これを經由して当該納税義務者に提供しなければならない。

10 前項の場合において、同項の通知事項の送信を受けた特定特別徴収義務者は、当該通知事項を電磁的方法（これにより難いと認められる納税義務者に対しては、総務省令で定める方法）により納税義務者に提供するものとする。

11 第8項又は第9項の規定により行

9 前項の規定により行われた通知事

われた通知事項の提供については、第3項の規定による通知があつたものとみなして、次条第1項及び第28条の4第1項の規定を適用する。

12 第8項の規定により行われた通知事項の提供及び第9項の規定により行われた通知事項の送信は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた上で、第8項又は第9項に規定する市長が総務省令で定める方法により通知した当該記録に関する事項がこれらの規定に規定する特定特別徴収義務者に到達した時に当該特定特別徴収義務者に到達したものとみなす。

(給与所得に係る特別徴収税額の変更)

第28条の4 市長は、第28条の2第3項から第5項まで(同条第7項において同条第3項の規定を準用する場合を含む。)の規定により給与所得に係る特別徴収税額を通知した後において、当該給与所得に係る特別徴収税額に誤りがあることを発見した場合その他これを変更する必要がある場合には、直ちに当該給与所得に係る特別徴収税額を変更して、当該特

項の提供については、第3項の規定による通知があつたものとみなして、次条第1項及び第28条の4第1項の規定を適用する。

10 第8項の規定により行われた通知事項の提供は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた上で、同項に規定する市長が総務省令で定める方法により通知した当該記録に関する事項が同項に規定する特別徴収義務者に到達した時に当該特別徴収義務者に到達したものとみなす。

(給与所得に係る特別徴収税額の変更)

第28条の4 第28条の2第3項から第5項まで(同条第7項において同条第3項の規定を準用する場合を含む。)の規定により給与所得に係る特別徴収税額を通知した後において、当該給与所得に係る特別徴収税額に誤りがあることを発見した場合その他これを変更する必要がある場合には、直ちに当該給与所得に係る特別徴収税額を変更して、当該特別徴収

別徴収義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知する。この場合には、特別徴収義務者がその通知を受け取った日の属する月以後において徴収すべき月割額を併せて通知するものとする。

2 前項の場合には、第28条の2第8項から第12項までの規定を準用する。この場合において、同条第11項中「次条第1項及び第28条の4第1項」とあるのは、「第28条の4第1項後段」と読み替えるものとする。

(固定資産税の課税標準の特例)

第36条の3 法第349条の3から第349条の3の4まで、法附則第15条から第15条の3まで、法附則第17条の2、法附則第17条の3又は法附則第63条の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前2条の規定にかかわらず、法第349条の3から第349条の3の4まで、法附則第15条から第15条の3まで、法附則第17条の2、法附則第17条の3又は法附則第63条に定める額とする。

2～10 [略]

義務者及びこれを経由して当該納税者に通知する。この場合には、特別徴収義務者がその通知を受け取った日の属する月以後において徴収すべき月割額を併せて通知するものとする。

2 前項の場合においては、第28条の2第8項から第10項までの規定を準用する。この場合において、同条第9項中「次条第1項及び第28条の4第1項」とあるのは、「第28条の4第1項後段」と読み替えるものとする。

(固定資産税の課税標準の特例)

第36条の3 法第349条の3から第349条の3の4まで、法附則第15条から第15条の3まで、法附則第17条の2、法附則第17条の3、法附則第63条又は法附則第64条の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前2条の規定にかかわらず、法第349条の3から第349条の3の4まで、法附則第15条から第15条の3まで、法附則第17条の2、法附則第17条の3、法附則第63条又は法附則第64条に定める額とする。

2～10 [略]

11 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、0とする。

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第3条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第20条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び第20条の3第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第19条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2、3 [略]

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第3条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第20条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第19条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2、3 [略]

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 神戸市市税条例等の一部を改正する条例(令和2年7月条例第19号)の一部を次のように改正する。

第8条のうち神戸市市税条例第19条第6項の改正規定中「第321条の8第52項から第68項」を「第321条の8第60項から第76項」に改め、同条例第30条第7項の改正規定中「第321条の8第53項」を「第321条の8第61項」に改める。

(債権の管理に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市債権の管理に関する条例(平成28年3月条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(延滞金)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の延滞金の額の計算については、神戸市市税条例第13条(第3項を除く。)及び同条例附則第3条の規定を準用する。この場合において、同条例第13条第1項中「納期限(第30条第1項の申告書(法第321条の8第34項の規定による申告書に限る。))に係る税金を納付するときは、当該税金に係る<u>法第321条の8第1項、第2項又は第31項</u>の納期限とする。納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。)」とあるのは「履行期限(神戸市債権の管理に関する条例(平成</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の延滞金の額の計算については、神戸市市税条例第13条(第3項を除く。)及び同条例附則第3条の規定を準用する。この場合において、同条例第13条第1項中「納期限(第30条第1項の申告書(法第321条の8第22項の規定による申告書に限る。))に係る税金を納付するときは、当該税金に係る<u>同条第1項、第2項、第4項又は第19項</u>の納期限とする。納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。)」とあるのは「履行期限(神戸市債権の管理に関する条例(平成28</p>

28年3月条例第29号)第6条の履行期限をいう。以下この項において同じ。)と、同項ただし書中「次の各号に掲げる税額又は納入金額の区分に応じ、当該各号に定める日又は期限までの期間」とあるのは「当該履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間」と読み替えるものとする。

3～5 [略]

(遅延利息)

第8条 [略]

2 遅延利息の額の計算については、前条第3項及び第4項並びに神戸市市税条例第13条第5項の規定を準用する。

年3月条例第29号)第6条の履行期限をいう。以下この項において同じ。)と、同項ただし書中「次の各号に掲げる税額又は納入金額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間」とあるのは「当該履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間」と読み替えるものとする。

3～5 [略]

(遅延利息)

第8条 [略]

2 遅延利息の額の計算については、前条第3項及び第4項並びに神戸市市税条例第13条第4項の規定を準用する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条中神戸市債権の管理に関する条例第7条第2項の改正規定(「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に改める部分及び「同条第1項、第2項、第4項又は第19項」を「法第321条の8第1項、第2項又は第31項」に改める部分に限る。) 令和4年4月1日
- (2) 第2条中神戸市市税条例第36条の3第1項及び同条第11項の改正規定 令和5年4月1日
- (3) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)の規定 令和6年1月1日
- (4) 第1条中神戸市市税条例第18条第1項第4号及び同項第4号の3の改正規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)

の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の神戸市市税条例（以下「新条例」という。）  
附則第16条の2の3第1項の規定は、令和4年度以後の年度分の個人の市民税  
について適用し、令和3年度分までの個人の市民税については、なお従前の例  
による。

2 新条例第18条第1項第4号（令和4年1月1日以後に行われる所得税法等の  
一部を改正する法律（令和3年法律第11号）第7条の規定による改正後の租税  
特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。）第42条  
の12の7の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定  
の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市民税について適用する。

3 新条例第18条第1項第4号の3（新租税特別措置法第68条の15の7の規定に  
係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に  
終了する連結事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第15条の2に規定す  
る連結事業年度をいう。）分の法人の市民税について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の神戸市市税条例の規定中  
個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税につい  
て適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分  
は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分まで  
の固定資産税については、なお従前の例による。

## 理 由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、条例を改正する必要がある  
ため。

(参考 第3条関係)

神戸市市税条例等の一部を改正する条例 ぬきがき

(\_\_は、改正部分を示す。)

改正案	現 行
<p>第8条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>[略]</p> <p>第19条第6項中「第321条の8第42項から第45項」を「<u>第321条の8第60項から第76項</u>」に改める。</p> <p>[略]</p> <p>第30条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第7項及び第8項」を「第6項、第7項及び第9項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「又は各連結事業年度」を削り、「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「又は各連結事業年度」を削り、「第66条の9の3第4項及び第10項」を「第66</p>	<p>第8条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>[略]</p> <p>第19条第6項中「第321条の8第42項から第45項」を「<u>第321条の8第52項から第68項</u>」に改める。</p> <p>[略]</p> <p>第30条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第7項及び第8項」を「第6項、第7項及び第9項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「又は各連結事業年度」を削り、「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「又は各連結事業年度」を削り、「第66条の9の3第4項及び第10項」を「第66</p>

条の9の3第3項及び第9項」に、  
「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「第321条の8第43項」を「第321条の8第61項」に、「第9項」を「第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、同条第9項中「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第7項」を「第6項」に、「第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項」を「第75条の5第2項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第81条の24の3第1項」を削り、「同法第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。第17項において同じ。）」を「同条第3項」に、「同法第75条の4第1項」を「同条第1項」に改め、「又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条

条の9の3第3項及び第9項」に、  
「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「第321条の8第43項」を「第321条の8第53項」に、「第9項」を「第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、同条第9項中「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第7項」を「第6項」に、「第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項」を「第75条の5第2項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第81条の24の3第1項」を削り、「同法第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。第17項において同じ。）」を「同条第3項」に、「同法第75条の4第1項」を「同条第1項」に改め、「又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条

の4第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。)」を削り、同項を同条第9項とし、同条中第11項を第10項とし、第12項を第11項とし、同条第13項中「第11項」を「第10項」に、「第10項前段」を「第9項前段」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「第10項前段」を「第9項前段」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「第10項」を「第9項」に、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第10項前段」を「第9項前段」に、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第10項後段」を「第9項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項」を「第75条の5第3項」に改め、「(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を削り、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第16項とする。

[略]

の4第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。)」を削り、同項を同条第9項とし、同条中第11項を第10項とし、第12項を第11項とし、同条第13項中「第11項」を「第10項」に、「第10項前段」を「第9項前段」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「第10項前段」を「第9項前段」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「第10項」を「第9項」に、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第10項前段」を「第9項前段」に、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第10項後段」を「第9項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項」を「第75条の5第3項」に改め、「(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を削り、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第16項とする。

[略]

# 【第 51 号議案】神戸市市税条例等の一部を改正する条例案 の概要

令和 3 年度税制改正による地方税法の改正等に伴い、神戸市市税条例等の改正を行う。

## 個人市民税関係

### ○ 個人市民税の特別徴収税額通知の電子化

改正条文：第 28 条の 2 等

特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合、eLTAX 及び特別徴収義務者を經由して電子的に送付する改正（令和 6 年度以後の年度分について適用）。

## その他の改正

- ・令和 2 年度改正により所得税及び市・県民税の「扶養控除」について、その対象となる「扶養親族」から 30 歳以上 70 歳未満の国外居住者を原則として除くこととされたことに伴い、個人市民税均等割・所得割の非課税限度額についても、その基準の判定に用いる「扶養親族」の範囲を扶養控除の取扱いと同様とする改正（扶養控除に関する見直しと一緒に令和 6 年度以後の年度分について適用）。  
改正条文：第 19 条の 2 等
- ・法人市民税について、手続き上、他の税目で認められている職権による減免を可能にすることで、納税義務者の負担を軽減しようとする改正。  
改正条文：第 34 条
- ・固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を申し出る際に、神戸市固定資産評価審査委員会に対して提出が必要な審査申出書について、行政不服審査法に基づく審査請求に倣い、押印等の義務を廃止する改正。  
改正条文：第 60 条
- ・その他所得税法に倣った改正、地方税法等の改正に伴う条ずれ等の規定の整備に係る改正。